

令和6年 役員名簿（理事・監事・評議員）

| 役職名 | 氏名 |
|-----|--------|
| 理事長 | 熊倉 孝直 |
| 理事 | 大久保 勝由 |
| 理事 | 須貝 隆 |
| 理事 | 鈴木 次郎 |
| 理事 | 小野 和英 |
| 理事 | 熊倉 陽子 |
| 監事 | 中川 勇次 |
| 監事 | 山崎 之寛 |
| 評議員 | 荒井 賢也 |
| 評議員 | 石川 俊一 |
| 評議員 | 近田 正一 |
| 評議員 | 小菅 善則 |
| 評議員 | 渡辺 宏行 |
| 評議員 | 鹿嶋 和子 |
| 評議員 | 熊倉 敏 |

社会福祉法人 奥山の庄 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 奥山の庄(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は、支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 評議員会及び理事会等に出席した場合の費用弁償

| | |
|------|----------|
| 胎内市内 | 4,000円 |
| その他 | 5,000円まで |

(2) 監事が、評議員会、理事会及び監査を実施した場合の費用弁償

| | |
|------|----------|
| 胎内市内 | 4,000円 |
| その他 | 5,000円まで |

(改 廃)

第4条 本規程は、理事会で決定し、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。